

中学校（新制）の目的について

——学校教育法の成立過程に関連して——

佐々木 享

はじめに

I 「中等普通教育」規定成立の背景

II 「中等普通教育」規定成立の過程

III 「中等普通教育」の解釈

まとめにかえて

はじめに

近年、中学校教育はいわゆる教育問題の重要な焦点の一つになっている。いわゆる「おちこぼれ」や非行、校内暴力などが激増するなかで、中学校教育とは何かが改めて問われているようにおもわれる。この意味で、1982年1月に開かれた教育科学研究会の中間集会のテーマが「子ども・青年の人間の発達と中学校問題」であったこと、すなわち「中学生問題」ではなく「中学校問題」とされていることに注目する必要がある。この集会にたいする報告のなかで、田中孝彦は、「新制中学校の理念を再検討し、『中等普通教育』（学校教育法）の概念を深め、現代における中学校像を探求する」必要があるという課題を提起している。¹⁾この問題提起は、殊のほか重要である。というのは、小川利夫が「戦後日本の教育科学研究における新制中学校論の欠如ないし弱さ」を指摘した²⁾のは1965年のことだが（傍点は原文）、その後10数年を経た今日においてもなお、新制中学校論は、平原春好「教育制度上における新制中学校の位置」（『教育』1975年6月号）など極めて僅しか知られていないからである。

ところで平原は、この論文のなかで、「新制中学校は、小学校と高等学校の中間に位置する学校として、あいまいなままに発足することになり、その性格はむしろ発足後の実情に規定されていった面が強い」と述べ、³⁾発足時の教員構成や校舎建設等の事情をその「傍証」としてあげている。平原はさらに続けて、「このような実情は、新制中学校を中等教育機関として位置づけるよりは、初等教育機関の延長として性格づける効果をもたらす傾向」が強くなったと述べている。⁴⁾新制中学校発足をめぐる苦難に満ちた経過が初

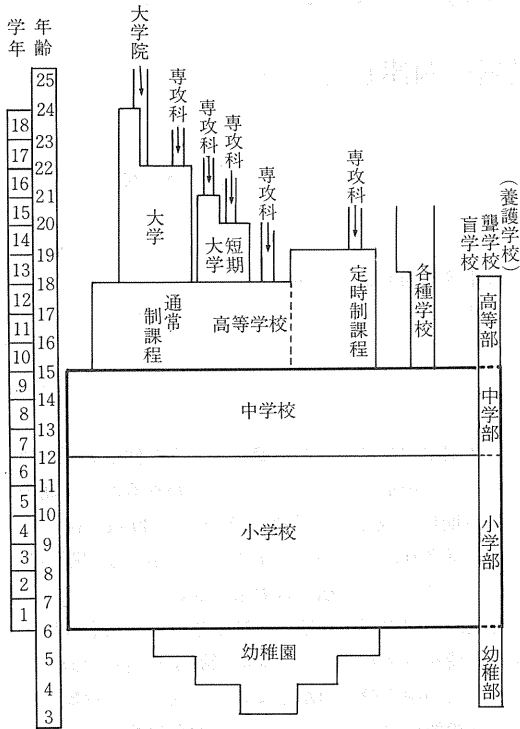
期の新制中学校に平原が指摘するような性格を刻みつけたことは否定できないようにおもわれるが、初期のある時期に形成された性格がそのまま30数年後の今日に継承され、それがそのまま今日の中学校問題の背景になっているとは私にはおもえない。

発足時の諸事情が初期の新制中学校の性格形成に一定の影響を与えたことは平原の指摘する通りであろうが、今日の中学校問題が生まれる基底ないし背景にある中学校像には、むしろその後の教育政策によって修正あるいは創出された面が少なくないのではないかと。文部省著作の『学制百年史・資料編』（1972年）に掲げられた二つの学校系統図は、この間の事情を暗示しているようにおもわれる。（次ページの図参照）

1949年当時の学校系統を示した第1図と1972年当時のそれを示した第2図とのちがいのひとつは、後者に、高等専門学校が新たに加えられたこと、小学校・中学校のほかに盲学校・聾学校・養護学校が太い線で囲まれ、これらの学校への就学義務の実施が示唆されていることであるが、ここでの関心事に即してみると、中学校とその上級学校との間が、'49年の図では直接に接しているのに、'72年の図では間隙が設けられていることが注目される（ただし、盲学校・聾学校・養護学校については、両図とも中学部と高等部とは直接に接して画かれている）。同書は、この間隙について何の説明もしていないので推測の域を出ないが、この図でみる限り、小学校と中学校との間とは異って、中学校と高等学校とは直接には接続していないという認識があることをうかがわせる。^{*}

* この'72年の学校系統図では、高校と大学・短期大学との間にも中学校・高校との間と同様の間隙が設けられているから、これらの間隙は、間隙を狭む下の学校から上の学校に進むに際して入

第1図 昭和24年の学校系統図
(学校教育法による制度)

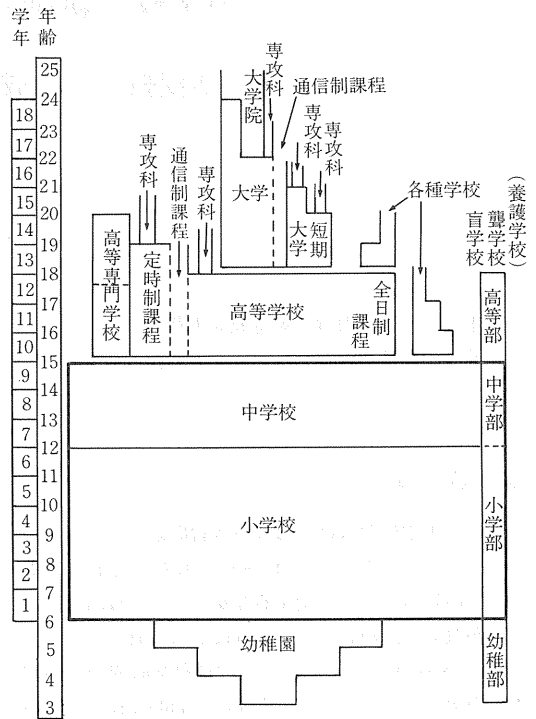


(出所) 文部省『学制百年史・資料編』1972年

学試験が行なわれることを示唆しているのかもしれない。とするとこの図の筆者は、大学の入学試験が高校と大学との接続関係の特殊性に由来すること⁵⁾を無視して、等しく入学試験が行なわれているという点だけに着目して、中学校と高校との間に間隙を設けたことになる。(入学試験が行なわれていることが図の上で間隙を設けた理由だとすると、大学と大学院とを直接に接して画いることが説明できないのだが。)

かりに、中学校と高校との間に入学試験の存在することが間隙を設けた理由だとすると、'49年の図と'72年の図との相違は一応の説明をつけることはできる。というのは、発足当初は、高校入試は入学志願者が定員を超過したときのみ行なうことが認められるとされていたのだが、⁶⁾学校教育法施行規則第五十九条が'63年に改訂されて以後は、高校入試は入学志願者数の多少にかかわらず原則として必ず実施すべきものとされるようになったからである。⁷⁾つまり、'63年の前と後とでは、中学校と高校との接続関係の性質が政策的に変えられたのである。ひと口に言ってしまうと、'63年以前の中学校—高校の接続関係の特徴は希

第2図 昭和47年の学校系統図



(出所) 第1図に同じ。

望者全員入学制だったのであり、'63年以後のそれは選抜制となったのである。このような接続関係の変化は、いわば必然的に中学校の性格や学校体系上の位置づけに変化をもたらした。平原が指摘したように、中学校創設期の諸事情が初期の中学校の性格を規定したことは認めなくてはならないが、今日の中学校の性格は、初期のそれをそのまま継承しているのではなく、むしろ、その後の政策によって形成されたものの重みの分がずっと大きいと私にはおもわれるのである。

ここでは、中学校の性格あるいはその変化を、田中孝彦が指摘したような問題、中学校の目的として学校教育法第三十五条が掲げている条文の解釈あるいはその変化の問題として考察してみようとおもう。^{*}

* 平原は、初期の中学校の性格形成に影響を与えた事情の傍証として、教員の前歴構成、校舎の充足状況等をあげている。これらの事情、たとえば教員の学歴構成が30数年後の今日では大きく変っていることはいうまでもない。しかし、この変化が及ぼした影響についての考察は、ここでは省略する。

学校教育法第三十五条は、「中学校は、①小学校に

おける教育の基礎の上に、②心身の発達に応じて、③中等普通教育を施すことを目的とする。」と規定している（①②③は引用者）。この条文は、制定の当初から変わっていない。三つに区分されるそれぞれが重要な内容をふくんでいる*が、ここでは主として第三十五条のキータームとみられる「中等普通教育」の解釈の問題に課題を限定したい。

* 行論の関係では、「小学校における教育の基礎の上に」という字句と同様のものが、高等学校の目的を規定した第四十一条に「中学校における教育の基礎の上に」というかたちで存在し、大学の目的を規定した第五十二条（および高等専門学校を規定した第七十条の二）にはこの種の字句が存在しないことに注目しておきたい。これらの字句は、後に紹介する角田一郎の指摘のように、小学校、中学校および高等学校の教育が、それぞれ下から上へと一貫した教育であるべきことを要請しているようにおもわれるからである。（なお1975年の学校教育法一部改正で誕生した第八十二条の三では、専修学校の目的規定のなかで、高等課程に関して「中学校における教育の基礎の上に」という字句を、専門課程に関して「高等学校における教育の基礎の上に」という字句を、用いている。字句が同じであることだけからみれば注目すべきことであり、検討を要する問題をふくんでいるが、専修学校がいわゆる一条校に位置づけられてはいないこと、戦後改革によって誕生した学校ではないことなど成立の事情からみて、第三十五条、第四十一条の字句が意味するところと等しく論断することはできないようにおもわれる。）

I 「中等普通教育」規定成立の背景

中等教育の目的は「高等普通教育」（あるいは「高等ナル普通ノ学科」「高等ノ普通学科」など）という用語で表現するのが敗戦時までのわが国の教育法令や教育学のならわしであり、学校教育法以前に「中等普通教育」という用語は知られていなかった。

念のために、戦前のわが国の中等教育の目的規定に用いられたキータームを調べてみると大要以下の如くである。

- a) 1879年の教育令の第四条
「中学校ハ高等ナル普通ノ学科ヲ授クル所トス」
（参考のために掲げれば、1872年の学制では「中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ授クル所ナリ」とされていた。）

- b) 1881年の中学校教則大綱の第一条
「中学校ハ高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メニ必須ノ学科ヲ授クルモノトス」
- c) 1884年の中学校通則の第一条
「中学校ハ此通則ニ遵ヒテ之ヲ設置シ中人以上ノ業務ニ就ク者若クハ高等ノ学校ニ入ル為メニ忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ高等ノ普通学科ヲ授クヘキモノトス」（なお、1886年の中学校令第一条は「中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス」とされており、「高等普通教育」ないしそれに類似する用語を使っていない。）
- d) 1890年の高等中学校官制の第一条(抄)
「高等中学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ高等ノ普通教育ヲ授ケ大学並高等専門学科ノ学習ニ須要ナル予備ヲ為サシムル所トス」
- e) 1891年の中学校令中改正の第十四条(抄)
「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス」
- f) 1899年の中学校令の第一条
「中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」
- g) 1899年の高等女学校令の第一条
「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」
- h) 1911年の高等中学校令*の第一条
「高等中学校ハ中学校ヲ修了セル者ニ対シ更ニ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」
* この勅令の施行は、1913年の勅令で無期延期された。
- i) 1918年の高等学校令の第一条
「高等学校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ国民道徳ノ充実に努ムヘキモノトス」
- j) 1943年の中等学校令の第一条
「中等学校ハ皇国ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ実業教育ヲ施シ国民ノ錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」
- k) 1943年の高等学校令中改正による第一条
「高等学校ハ皇国ノ道ニ則リテ男子ニ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ施シ国家有用ノ人物ヲ錬成シ大学教育ノ基礎ヲラシムルヲ以テ目的トス」
これらの事例によってみると、中等教育の目的を表現するキータームは「高等普通教育」であり、旧制高

等学校の目的のキーワードを中学校あるいは高等女学校のそれと区別する必要があるときは、「高等普通教育」というキーワードに「更ニ精深ナル程度ニ於テ」とか「ヲ完成スル」という字句をくわえていたことがわかる。

すでに多くの者が指摘しているように、「中等普通教育」という用語は、学校教育法の中学校の目的規定においてはじめて用いられるようになったものなのである。このことから、まず、「中等普通教育」ということばが作り出されたいきさつが問題になるし、また、「中等普通教育」とは何を意味するかが改めて問題となる。しかし、これらの問題は意外なほど長い間不問にされてきたといわなくてはならない。^{*}その理由の一つは、この用語の成立過程すなわち学校教育法の成立過程の解明がおこなわれていたことにあったようにおもわれる。そこでここではまず、学校教育法案の成立過程において、中学校の目的規定が成立した経過の概要をしめす。

* たとえば、「中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育原理」（教育職員免許法施行規則第六条の備考）のテキストにすることを目的として編纂・執筆されたとおもわれる『中等教育原理』等の題名をもつ書物を調べてみても、「中等普通教育」について解説したものは管見の限りではみあたらない。私がみたのは次のような書物である。

- 東京教育人学教育学研究室編『教育大学講座 11・中学校教育』1951年、金子書房
- 石三次郎『教育原理（中等）』1951年、岩崎書店
- 梅根悟『増補・中等教育原理』1960年、誠文堂新光社（初版は1952年）
- 同『中等教育原理』1973年、同上（初版は1964年）
- 同『中等教育課程』1953年、同上
- 広岡亮蔵『中等教育原理』1965年、国土社
- 吉田昇・長尾十三二・柴田義松編『中等教育原理』1980年、有斐閣
- 市丸成人他『中等教育原理』1963年、協同出版（初版は1958年）
- 岩田朝一他『現代中等教育原理』1968年、同上（初版は1966年）
- 赤堀孝他『中等教育原理』1965年、理想社

法律相互の関係についてみると、学校教育法（1947年3月31日公布、同4月1日施行）は、戦後教育改革の基本的な原理と方向を規定した教育基本法

（1947年3月31日公布・施行）に基いて制定された構造になっている。しかし実際には、学校教育法案は、時期の点からみると教育基本法と同じように短日目で準備されたのであり、両者の成立過程はほぼ完全に重なり合っている。このことは、学校教育法には戦後の学校体系の基本的事項のすべてが盛り込まれているという点からみて、教育基本法の制定過程とは違った意味で多くの困難があったであろうことを教えている。

ところで、教育基本法案の成立過程については、鈴木英一らの努力ですでにかなり多くのことが明らかにされている⁸⁾が、これにくらべると学校教育法案の成立過程の解明はひどくおこなわれている。これまでのところ学校教育法案成立史に関して最もひろく知られた研究は仲新のそれ⁹⁾であるが、'47年1月17日付の草案を最初の草案としている点で極めて不充分なものであるし、'47年3月の閣議や枢密院の審議の過程で修正があったとしているなど、今日の研究水準からみれば訂正を要する記述も少なくない。¹⁰⁾しかし、学校教育法案の成立過程そのものの解明は別の機会に譲り、¹¹⁾ここでは、中学校の目的規定の成立過程に限って筆をすすめたい。

まず、学校教育法案作成過程の背景を年表ふう整理しておこう。

○1945年8月

敗戦。

○1945年10～12月

連合軍総司令部（GHQ）、軍国主義・超国家主義教育の禁止、軍国主義的教員の追放、神道の国家からの分離・学校教育からの神道教育の排除、修身・日本歴史及び地理の授業停止を相ついで指令。

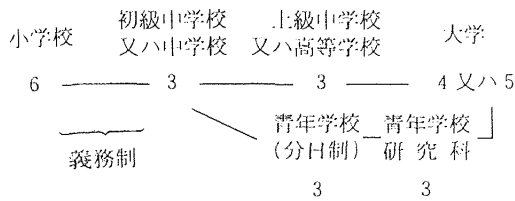
○1946年1月9日

GHQ、「日本側教育家ノ委員会ニ関スル件」指令。これにより、3月に来日する米国教育使節団に協力すべき日本側教育委員会が結成された。この委員会は、学校体系に関して第3図にまとめられるような2案を勧告した。¹²⁾

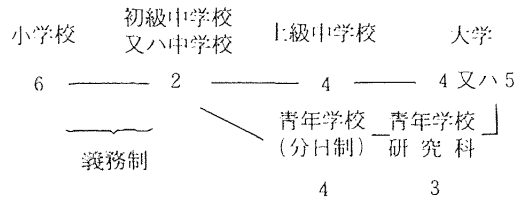
鈴木英一は、南原委員長がこの勧告を安部文相に提出したのは4月9日であろうとしている。¹³⁾

行論との関係では、「初級中学校に於ては職業別の学校種別を設けず、主として普通教育を行ふ学校とすること」、「上級中学校は初級中学校に於て中等程度の普通教育を修めた者を入学せしめることとなる故、ここでは一層高等なる普通教育を施すことが出来、又職業教育を施すことも出来、

(1)



(2)



第3図 日本側教育委員会の報告書にみられる学制改革案

〔以下略〕という記述の見えることが注目される。

○ 3月5～6日

米国教育使節団来日。3月31日、GHQに「米国教育使節団報告書」を提出、報告全文は4月7日公表。この報告書は、学校体系を6・3・3とすることを勧告した。

○ 4月17日

政府は憲法改正草案を発表した。政府はこれを6月20日に、「大日本帝国憲法改正案」として第90回帝国議会に提出した。この政府原案には、「第二十四条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、その保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負ふ。初等教育は、これを無償とする。」

という条項がふくまれていた。行論との関係では第二項の字句が注目されるが、衆議院において、「児童」は「子女」に、前段の「初等教育」は「普通教育」に、後段の「初等教育」は「義務教育」にそれぞれ修正された。衆議院本会議がこの修正¹⁴⁾をふくむ憲法改正案を可決したのは8月24日、教刷委が発足する少し前であった。

○ 7月10日

GHQの民間情報教育局（CIE）のオズボーンが、文部省学校教育局の坂元、中村両課長に学校体系改革を検討するよう示唆した。¹⁵⁾

○ 7月18日

文部省は、CIE教育課に、新憲法と調和するよう、教育法における六つの問題点の基本的変更を検討中と報告している。鈴木英一は、「ここに、教育基本法をはじめとする戦後教育法改革の起点の一つがあったとみられる」としている。¹⁶⁾

○ 8月7日

当時文部省学校教育局長をしていた日高第四郎のノートによれば、少くともこの頃から文部省内で学校教育法案を準備する作業がはじめられたことを知り得る。¹⁷⁾

○ 8月16日

CIEに、文部省学校教育局中等教育課、同青少年教育課のスタッフ8名による学校再組織委員会が設置されたことが報告されている。¹⁸⁾

○ 8月22日

この日付の入った「学校教育法要綱案」が存在している。¹⁹⁾²⁰⁾

○ 9月4日

教刷委第1回総会（9月7日）を目前にしたこの日、ニューゼントCIE局長、オア同教育課長、田中文相、山崎次官、教刷委の安部・南原による会談が開かれた。この会談の結果教刷委の活動の自主性が保証されることになったことは、戦後教育改革に重要な意義をもつとされている。²¹⁾²²⁾

○ 9月7日

教刷委第1回総会

○ 9月21日

この日、文部省は「教育基本法要綱案」を作成している。²³⁾換言すれば、8月22日案に混在していた内容を教育基本法と学校教育法とに分離することは、この時期にはほぼ確定していたことになる。

○ 9月27日

教刷委第4回総会、「下級学校体系に関すること」を審議する第二特別委員会の設置を決める。

○ 10月7日

日本国憲法案、帝国議会を通過。

○ 10月18日

教刷委第二特別委員会の第6回特別委員会、「国民学校初等科に続くべき教育機関」を3年制、男女共学、無償の義務教育とする構想の中間報告をまとめる。この「中間報告」は10月25日の教刷委第8回総会で報告された。

○ 10月27日

この日付の入った「学校教育法要綱案」が作成さ

れている。¹⁹⁾

- 11月15日
教刷委第11回総会で、〔新制〕高等学校構想に関する第五特別委員会の中間報告が行なわれた。
- 11月29日
教刷委第13回総会、「教育の理念及び教育基本法に関すること」を採択。
- 12月20日
新刷委第16回総会、「国民学校初等科に続く教育機関について」を採択。
- 12月27日
教刷委第17回総会、「中学校に続くべき教育機関について」、「高等学校に続く教育機関について」、「教員養成について」、「私立学校に関すること」、「教育行政に関すること」を採択。これまでに採択された事項は同日、一括して内閣総理大臣に建議された。

以上に略述した経過に関連して、学校教育法案の成立過程をみる場合に留意すべきことのひとつは、教育基本法案の場合は草案そのものが教育刷新委員会で審議されたが、学校教育法案の場合には、審議の途中経過の中で、特別委員会に参考資料として草案（の一部）が配布されたことはあったにしても、草案そのものが教育刷新委員会で審議の対象とされたことはなく、草案の作成作業は専ら文部省内ですすめられたことである。

たとえば、前述のように、今日私たちが手にし得る最初の学校教育法の草案は（1946年）8月22日の日付のつけられたもので、それに次ぐものは10月27日付の草案であり、両者はともに教刷委総会が学制改革に関する建議を採択するはるか以前のものである。この建議以前には、文部省は、学校教育法の草案に関しては、教刷委とも、CIEとも折衝はしていなかったと考えられるので、それだけにこの時期の草案には文部省当局者の意向がある意味では素直に反映しているとみることができる。

Ⅱ 「中等普通教育」規定の成立過程

つぎに、今日までに発見されている学校教育法案成立過程の数種類の草案に沿って、「中等普通教育」規定の成立過程を調べてみよう。

(1) 21年8月22日付のある「学校教育法要綱案」¹⁹⁾²⁰⁾

この要綱案（以下では8月22日案という）では、

のちに教育基本法に盛り込まれる内容と学校教育法に盛り込まれる内容とが未分化である。

またここでは、「学校の範囲」は、「幼稚園、小学校、下級中学校、上級中等学校、教育専門学校、専門学校、高等学校、大学及盲学校、聾学校並びにその他この法律の規定によって主務官庁の認可を受けた学校（以下単に各学校といふ）をいふこと」とされている。つまり、6・3・3という改革構想は盛り込まれているが、それに続くべき学校はほとんど旧制（当時にとっては現制）そのままであり、この草案がいわば暗中模索の段階にあったことを如実にしめしている。ところで、この案では、小学校に続く学校を「下級中学校」と呼び、それにつづく学校を「上級中等学校」と称しているところが注目される。（その他の学校についての検討は、特に必要がない限り省略する。以下同様。）のちに、小学校、高等学校となる学校についてはそれぞれ次のように規定されている。

「小学校は初等教育を施し、その修業年限は六ヶ年とすること。」（下線は引用者、以下同じ）

「下級中学校は初等教育を終了した者に普通教育を施しその修業年限は三ヶ年とすること。」

「上級中等学校は下級中学校卒業程度の能力ある者に対して中等普通教育又は実業教育を施しその修業年限は三ヶ年とすること。」

ここでは、①すでに6・3・3の構想がみえること、②そのそれぞれの学校は、小学校、下級中学校、上級中等学校と名づけられ、小学校に続く学校が中等学校であるや否やについて疑念を抱かせるような名称となっていること、③下級中学校の性格（ないし目的）がたんに「普通教育」と規定されていること、④はやくも「中等普通教育」のタームがみえるが、それは下級中学校ではなく、上級中等学校の性格規定として用いられていること、などが注目される。

このうち下級中学校の性格がたんに「普通教育」と規定されているのは、当時帝国議会で審議中の憲法改正草案の影響を反映しているのかもしれない。

上級中等学校の性格規定に「中等普通教育」というタームが用いられているのは、この8月22日案が専門学校および高等学校の性格規定*中に「高等普通教育」というタームを用いていることに関係していると推測される。

* 「専門学校は上級中等学校卒業程度の能力のある者に対して高等普通教育を施し、その修業年限は二ヶ年以上とすること。」

「高等学校は上級中等学校卒業程度の能力のある者に対して高等普通教育を施し、その修業年限は

三ヶ年とすること。」

以上の各学校の性格規定のキータームだけをとり出してみるとつぎようになる。

小学校……………初等普通教育
下級中学校……………普通教育
上級中等学校……………中等普通教育又は実業教育
専門学校，高等学校…高等普通教育

これらのことから、「中等普通教育」なるタームは、学校の性格を段階的に区分する発想から生れたものであるらしいことが推測される。なお、ことさらに「下級中学校」とし「中等学校」としていないことについては、この時期の構想における「下級中学校」の位置づけに不安定さがあったことを示唆している。

(2) 「10，27」の日付のある「学校教育法要綱案」¹⁹⁾

この案（以下、10月27日案という）では、のちに教育基本法に盛り込まれる内容は分離されている。この案では、学校体系については8月22日案を継承しており、各学校の「目的」の項は空欄になっているが、性格規定は次のとおりである（教育専門学校については省略）。

「初等中等学校は小学校を修了した者に普通教育を施しその修業年限は三ヶ年とすること。」

「上級中等学校は初級中等学校卒業程度の資格のある者に対して中等普通教育又は実業教育を施してその修業年限は三ヶ年とすること。」

「専門学校は上級中等学校卒業程度の資格ある者を入学させ高等の学術技芸に関する教育を施しその修業年限は三ヶ年以上とすること。」

「高等学校は上級中等学校卒業程度の資格ある者を入学させ高等普通教育を施しその修業年限は三ヶ年とすること。」

各学校の「目的」の項が欠けているので、この段階での立案者の企図を充分反映しているとはいいがたいが、学校名をみると、小学校に続く学校が「初等中等学校」と名づけられていることが注目される。明確に「中等教育」と位置づける姿勢を読みとることができるようにもわれる。（前述のように、これより少し前の10月18日に開かれた教刷委の第二特別委員会の第6回特別委員会では「国民学校初等科に続くべき教育機関」に関する総会に報告すべき「中間報告」がまとめられている。）

この案でも初級中等学校の性格規定のキータームは「普通教育」であり、「中等普通教育」が上級中等学校の性格規定のキーターム中に用いられていること、

すなわち「中等普通教育」のタームが学校の段階区分に対応して用いられているらしいことは、8月22日案と同様である。

(3) 12月24日の日付のある「学校教育法要綱案」¹⁹⁾²⁴⁾

この案（以下12月24日案という）では学校体系は、小学校、中学校、高等学校、大学となっている。教刷委の意向がほぼ固っていたことを反映したものと推測される。小・中・高の目的条項は次のとおりである。

「小学校は初等普通教育を施すことを目的とする。」
「中学校は中等普通教育を施すことを目的とする。」
「高等学校は高等の普通教育並びに専門教育を完成することを以て目的とする。」

この案では、小・中・高の目的規定のキータームが「初等普通教育」、「高等普通教育」、「高等の普通教育並びに専門教育を完成」と3段階に区分されている。前の2案と対比して注目されることは、「中等普通教育」という新造語が消えて中等教育の伝統的なキータームである「高等普通教育」あるいは「高等の普通教育」に回帰していること、段階区分を明確にするために、より上級の学校の目的を規定するためのこれまた伝統的な「の完成」というタームを用いていることである。論ずべきことが多いが、ここでは、中学校の目的規定のキータームを通して、この学校を中等教育として位置づけようとしていたことを推定し得る、ということだけを指摘しておきたい。

(4) 12月28日の日付のある「学校教育法案」¹⁹⁾²⁰⁾

12月24日案に続くものとして、12月28日付の入った「学校教育法案要綱」も見出されている。これは12月24日案に比較すると各条文に多少の変化がみられるが、小・中・高の各学校の目的規定には変化がなく、各文末が「……すること」になっている点のみが異っている。

12月27日に教刷委総会は学制改革に関する一連の事項を採択し、即日、内閣総理大臣に建議した。学制改革は翌、'47年4月つまり3か月後に実施することが目標とされていたので、以後、学校教育法案の作成作業も急ピッチですすめられる。この時期から、草案に関してCIEとの折衝をはじめられた。内容からみて12月28日案に対応している英文の“THE SCHOOL EDUCATION LAW”（これを英文12月28日案と呼ぶ）及びこれに対するCIEのコメントとおもわれる“COMMENTS ON PROPOSED SCHOOL

EDUCATION LAW”（これを英文 12 月 28 日案への CIE のコメントと呼ぶ）²⁶⁾の存在はこのことをしめしている。

英文 12 月 28 日案では、中学校の目的規定に現われる「高等普通教育」は“a higher general education とされているが、高等学校の目的規定中にみえる「高等の普通教育並に専門学校を完成すること」に相当する部分は shall be to provide a higher level of general and technical education とされている。*

* 「英文 12 月 28 日案への CIE のコメント」によって中学校の目的規定についてのコメントをみると、つぎのようなものである。

「これは、下級中学校（the lower secondary school）の目的（purposes）としては不適切な叙述である。下級中学校の目的（some of the purposes）は、

- ・すべての子どものための普通教育の時期を拡張すること
- ・国民のすべての子どもに、人格の完全な発達と社会的成長をもたらすために、経験のコアを提供すること
- ・そのなかで各人の異った必要、興味、才能（aptitudes）にしたがった訓練が与えられる青年前期の学校社会を創造することである。」

このコメントは、一面で、担当のアメリカ人がわが国の教育法令上の用語に無理解であったことを示唆している。しかし学校教育の Purposes を具体的に述べるべきだという指摘は、この後、目標規定として生かされていったとおもわれる。

またこのコメントには、中学校の教科名を列挙している第 34 条につき、「下級中学校あるいはその他の学校で提供されるすべての教科を法律によって規定することは疑問である。」「もし文部省に、議会に対して学習指導要領（the course of study）を勧告する権限を与えるならば、それは実質的にすべてのカリキュラムを統制することになる」という注目すべき意見が述べられている。（文部省による統制が温存されることに対する強い危惧の念は、教科書に関する規定等、他の条項へのコメントでも表明されている。）

なお、英文 12 月 28 日案が中学校を Middle school としているのにたいし、コメントは lower secondary school としていることを念のためにつけくわえておく。

(5) 1 月 14 日の日付のある学校教育法案¹⁹⁾²⁰⁾

つぎにわれわれが利用しうるのは 1 月 14 日の日付のある学校教育法案（以下 1 月 14 日案という）である。この案には、12 月 24 日案、12 月 28 日案にみられた定時制高校への一定期間の義務就学に関する規定がないなど、前案との間に若干の重要な相異がみられるが、小・中・高の目的規定には変化がない。ただし、辻田力が所蔵していた 1 月 14 日案では、中学校の目的規定〔第四十条〕中の「高等普通教育」の「高」が抹消されて「中」と訂正され、高等学校の目的規定（第四十七条）中の「高等の普通教育」の「の」が抹消され、「を完成する」の字句が「を施す」という字句に代えられている。

(6) 1 月 15 日の日付のある「学校教育法案」²⁰⁾²⁷⁾

ところが 1 月 15 日の日付の入った「学校教育法案」(以下 1 月 15 日案)では、小・中・高の目的規定は次のようになっている。

「小学校は、初等普通教育を施すことを目的とする。」

「中学校は、中等普通教育を施すことを目的とする。」

「高等学校は、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。」

ここで再び「中等普通教育」というタームが、今度は中学校の目的規定のなかに現われることが注目される。高等学校の目的規定の中から「□を完成させる」という用語が消えたのは、この中学校の目的規定の変化と関連しているとみてよいだろう。

これまでみてきたところから、中学校の目的規定に用いられている「中等普通教育」というタームには、特別な意味がこめられているとは考えにくい。これはむしろ各学校の三段階区分に対応しているのであって、あえていえば、この三段階区分を「普通教育」の区分によって表現しようとしたとみることができのではなからうか。観点を変えていえば、「中等普通教育」が「中等教育」の意味をふくまないというような解釈を導き出すことはできないようにおもわれる。

(7) 1 月末日と推定される英文学校教育法案²⁸⁾

占領軍文書（Trainor 文書）のなかに、'47 年 1 月末日頃に作成されたと推定される英文の学校教育法案がある。小学校、中学校、高等学校の各学校の目的条項中に、のちに目標条項として分離される事項がくわえられるなど、大幅に拡充されている。のちの目的条

項となる部分だけについてみても、小学校、中学校、高等学校および大学（本稿では検討を略している条文であるが）の各条項に「教育基本法の趣旨に則り」という字句がくわえられたこと、小学校、中学校、および高校の各目的条項に「心身の発達に応じて」の字句がくわえられたこと、中学校、高校の各目的条項に「——における教育の基礎の上に」という字句がくわえられ、下からの接続関係が明確にされたこと、などの重要な変化がみられる。

同時に、他の項でも、教科を列挙していた条文が消え、「中学校の教育課程は、第41条に述べられた目的に適合するものでなければならない。その詳細は所轄官庁（the competent educational authority）によって採用されなければならない」とされるなどの重要な変化がみられる。しかし、この英文案に対するいわば英文の元になった日本側の草案が発見されていないので、ここではこれ以上の検討を省略する。

(8) 3月5日付の『毎日新聞』にスクープされた学校教育法案

1947年3月5日付の『毎日新聞』に掲載された学校教育法案（以下スクープ案という）が知られている。²⁹⁾仲新はこれを3月7日の閣議にかけられた案であるかの如くに扱っているが、³⁰⁾³¹⁾3月7日の閣議にかけられたのは、議会にかけられた政府案と同じものであったことがはっきりしている。^{*}

私は、種々の理由で、このスクープ案は、1月15日案や1月末日と推定される英文案より後に作成されたもので、後述の2月18日案よりは前の段階での一案と考える。³²⁾

* 正確に言えば閣議では、幼稚園と小学校の目標規定の条文案中、一点だけ修正があったとされている。³³⁾

スクープ案における各学校の目的規定は次のとおり。

「小学校は教育基本法の趣旨に則り児童心身の発達に応じて初等的な普通教育を施すことを目的とする。」

「中学校は教育基本法の趣旨に則り小学校に於ける教育の基礎の上に心身の発達に応じてさらに高等な普通教育を施すことを目的とする。」

「高等学校は教育基本法の趣旨に則り中学校に於ける教育の基礎の上に心身の発達に応じてさらに高等な普通教育並に社会に有用な職業教育を施すことを目的とする。」

ここには、前案までにみられなかった重要な変化が

ある。1月末日と推定される英文案では目的条項にふくまれていた事項が各学校の目的を達成するための「目標」として別個の条文として独立したこともそのひとつである。このような修正過程は、現行の「目標」条項を「目的」条項と一体のものとして理解すべきものであることを示唆しているようにおもわれる。

目的条項自体は、1月末日と推定される英文案のそれをおおむね継承しているが、中学校、高等学校の両方に「さらに高等な普通教育」なるタームが用いられているなど、明らかにこの案がじゅうぶん整理されていない段階のものであることを露呈している。

(9) 2月18日の日付のある「学校教育法案」²⁰⁾²⁷⁾

「小学校は、教育基本法の趣旨に則り、児童心身の発達に応じて、初等的な普通教育を施すことを目的とする。」

「中学校は、教育基本法の趣旨に則り、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等の普通教育を施すことを目的とする。」

「高等学校は、教育基本法の趣旨に則り、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等の普通教育並びに社会に有用な専門教育を施すことを目的とする。」

この案はその重要な部分をスクープ案から継承しているだけでなく、のちに制定された条文に近いものとなっている。

ここでは、三つの学校の目的条項のキータームは整頓され、それぞれの段階に対応させるために「普通教育」を「初等的な」「中等の」「高等の」と区分けして用いており、その限りでいえば、「高等普通教育」というタームを以て中等教育の目的を表現するというような伝統的な発想とは異った発想が示唆されているようにおもわれる。

(10) 学校教育法

2月18日案のあと、さらに2月27日案と称すべき「学校教育法案要綱」があるといわれているが、詳細はいまのところ不明である。

3月7日の閣議に文部省の原案が提出され、無修正で政府原案が成立した。³³⁾政府原案は枢密院に諮詢され無修正で可決、³⁴⁾ついで帝国議会にかけられたが、政府原案はこれらを通して無修正で可決成立した。念のためにキータームだけを摘記すれば次のとおりである。

小学校……………初等普通教育

中学校……………中等普通教育

高等学校………高等普通教育及び専門教育

以上の経過からみて、中学校の目的規定のキーワードである「中等普通教育」が「普通教育」の三つの段階区分——小学校＝初等，中学校＝中等，高等学校＝高等——の一つとして選ばれていることは明らかであるが，さらにたち入っていえば，変転する条文立案の過程で，中学校の教育が中等教育であることを表現するのに「中等普通教育」というこれまでなじみのない用語を用いることにしばしば迷いがあったらしいことは，すでにみたとおりである。

(1) 英文の学校教育法

占領下の日本では，正確には1946年4月4日から1952年4月28日まで，英文の官報“OFFICIAL GAZETTE English Edition”が刊行されており，英文の教育基本法（The Fundamental Law of Education）と学校教育法（School Education Law）もその1947年3月31日号に掲載されている。本稿の議論の対象となっているキーワードをふくむ条文は次のとおりである。³⁵⁾

Article 17. The primary school shall aim at giving children elementary general education according to the development of their minds and bodies.

Article 35. The secondary school shall aim at giving the pupils secondary general education according to the development of their minds and bodies on the basis of the education given at the primary school.

Article 41. The high school shall aim at giving the students higher general education and technical education according to the development of their minds and bodies on the basis of the education given at the secondary school. (下線は引用者)

Official Gazetteに掲載される英文の法律（あるいは日本語の法律の英文化）の作成過程や，この英文の法律がもつ法令上の効果などはいまのところ不明であるから，コメントすることは差控える。ただここでは，CIEの教育課が作成した“EDUCATION in the NEW JAPAN”（1948）³⁶⁾と“POST-WAR DEVELOPMENTS IN JAPANESE EDUCATION”（1952）³⁷⁾とに掲載されている英文の学校教育法の条文は，ごくこまかな点でOfficial Gazetteの条文と違っているし，CIE教育課が作成した二つの文書の間でも，こまかな点で互いに違っている点があることだけを指摘しておく。これらの違いは，筆者の理解し得る限りでは，英文から日本語に訳した場合，訳文に相違が生ずるような違いではない。本稿で問題にしてきた「初等普通教

育」，「中等普通教育」，「高等普通教育及び専門教育」に相当する英語は三者ともに全く同じである。ただし小学校，中学校，高等学校に相当する英文が以下のように互いに異っていることには留意する必要があるかもしれない。

○小学校

primary school …… Official Gazette, CIE の 1948 年版の書物

elementary school …… CIE の 1952 年版の書物

○中学校

secondary school …… Official Gazette, CIE の 1948 年版の書物

lower secondary school …… CIE の 1952 年版の書物

○高等学校

high school …… Official Gazette, CIE の 1948 年版の書物

upper secondary school …… CIE の 1952 年版の書物

中学校を middle school としていたのは英文 12 月 28 日案だけで，あとは secondary school で統一させていたようにおもわれる（高等学校は Koto gakko とされたことが多い）。CIE 係官のコメントでは，かりに条文の方が middle school とか koto gakko となっても，lower secondary school とか upper secondary school としている場合が多かったようにおもわれる。lower secondary school, upper secondary school という呼び方は，もとを辿ればアメリカ教育使節団報告書に用いられていたものである。これら学校名の違いがどれだけの違いを意味するのか，いまのところ解明する手がかりは得られない。

(2) 学校教育法の改正

占領下にあつては，議会に提出する法律案については，提出前に GHQ の承認を要するとされていた。教育関係法案も例外ではなかったはずであるが，学校教育法については，最後の承認がなかったとされている。たとえば，3 月 8 日に行なわれた「学校教育法制定に関する枢密院に於ける文部大臣提案説明要旨」では，「本案はこの六・三・三・四の学制を法制化したものでありまして大綱につきましては既に連合国総司令部の承認を得て居りますが細部の技術的な面については最後の承認はありませんが取敢えず御諮詢を奏請致した次第であります」と述べられている。³⁸⁾内藤蒼三郎も '47 年に刊行された「学校教育法解説」の「緒言」のなかで，「整理しては又修正し，幾度か推敲を重ねて，漸く三月七日総司令部の最後の承認がないことを条件に取敢えず閣議決定して，直ちに枢府へ

御諮詢奏請の手續を取り……」と述べている（この「緒言」の日付は昭和二十二年四月十九日となっている）。³⁹⁾

最後の承認が得られていなかった「細部の技術的な面」とは何であったのかはいまのところ解明されていない。教育関係の法律としては教育基本法と学校教育法だけが先行することになったため、教刷委が学校関係改革に関する事項と同時に建議した教育行政改革、すなわち教育行政の地方分権化構想との関係が整理されていないこと、学校教育法上の規定と創設準備ができていた新制高校、新制大学に関するCIEの構想とのあいだに若干のずれがあったとおもわれること、⁴⁰⁾などが考えられる。教育行政の地方分権化構想に関していえば、文部省とCIEとの本格的な折衝はむしろ学校教育法の成立以後に開始されたようにおもわれる。⁴¹⁾

未成立の他の法案との関係を別にして、学校教育法自体が規定すべき事項についても、占領軍が問題としていた事項があったのかも知れない。この問題を検討する手がかりの一つは、占領期間中に数回行なわれた学校教育法の一部改正である。占領軍が、彼らの容認し難かった事項について法律の改正を求めたであろうことは容易に考えられるからである。占領期間中に行なわれた改正は、他の法律の制定あるいは改正に伴って行なわれたいわゆる関連改正も少なくないが、二次にわたる学校教育法の一部改正という形式の改正もある。後者のなかには、高等学校の修業年限に関して「特別な技能教育を施す場合」には三年を超えるものとする事ができる旨の規定を削除する改正もふくまれている。この箇所は、もともと教刷委の建議が「但し、四年制五年制のものを設けても差支えないこと」としていたことに対応した規定とおもわれるが、CIEがこれに強く反対していたことが知られている⁴²⁾ので、結局削除されるに至ったものとおもわれる。*

* ただし、この改正を占領軍の圧力に屈した修正とみることは正しくないであろう。独立後に工業高校長らの一部が職業高校四年制論を強く主張したことがある⁴³⁾が、学校体系を乱す恐れがあるとして文部省は一蹴したといわれているからである。（5年制高専の設置は、これとは別の五年制又は六年制の専修大学という構想から生まれたもの⁴⁴⁾である。）

このようにみえてくると、戦後教育改革の中核の一つに位置する学校教育法が戦後改革の法律としていちおう完結したのはいつかということが、戦後教育改革とは何かという問題とも関連して、改めて問われること

になるが、ここでは、今日に至るまで、小、中、高校の目的規定についての改正はなく、目標規定についても「左の」を「次の」とした全く表現技術上の修正しか行なわれていないことを確認するにとどめたい。

Ⅱ 「中等普通教育」の解釈

つぎに前述のような経過を経て成立した学校教育法第三十五条（中学校の目的）中の「中等普通教育」がどのように解釈されてきたか、を調べてみる。

法令の解釈については、一般に、行政当局者のそれ、判例、学説などが問題となるが、ここでは、主として、現実の教育行政に無視できない影響を与えている行政当局者の解釈をとりあげる。（学校教育法第三十五条に直接関連した訴訟はこれまでのところ知られていない。）

(1) 文部省学校教育局『新学校制度実施準備の案内』（1947年2月17日）

学校教育法成立以前の文書であるが、新学制を4月から発足させる腹を固めていたこの時期に、文部省が中学校をどのように位置づけようとしていたかを確認しておきたい。

「すべての問題において中学校が小学校との関係を緊密にすることは必要であるが、また近接している他の中学校・高等学校との関係を密接にすることはより必要である。このことは、小学校と中学校とが両方とも義務教育であるための密接な関係を持たねばならない以上に、中学校と高等学校については、共に青年期の教育である点から一層連絡が重要視されるのである。」（11ページ、下線は引用者。）

この文章には、創設される中学校と高校との間を、中学校は小学校とともに義務制であるが高校はそうではないという理由で、教育上、小学校と中学校との間以上に分断しようとする動きが生ずることへの危惧を読みとることができるようにおもわれる。

(2) 角田一郎『高等学校 教科課程の理論と実際』（1948年）

法律の解説を企図した書物ではないが、学校教育法第十七条、第三十五条、第四十一条を並べて、次のような結論を導き出すことができるとしている。（著者は当時文部事務官）

(イ) 小学校、中学校、高等学校と一貫して普通教育を施すものであること。

(ロ) 従って、小学校、中学校、高等学校の各段階の普通教育については、一貫した体系の下に、

内容や系列が考慮されなければならないこと。

(イ) 生徒の心身の発達に応じて、小学校、中学校、高等学校の各段階において普通教育が考えられ施されなければならないこと。いゝかえれば、初等普通教育、中等普通教育、高等普通教育といっても夫々別個のものがある訳ではなく、各段階における心身の発達に応じて行われる普通教育に便宜上付けた名称にすぎないこと。

(ニ)〔第四十一条の専門教育についての解説、略〕

(ホ) なお普通教育とは、リベラル・エデュケーション即ち非日常的な自由人の教育ではなく、ジェネラル・エデュケーション即ち日々の社会生活に必要な万人共通の教育であることが注意されなければならない。

(ハ) 新制度の高等学校は大学の、中学校は高等学校の、小学校は中学校の準備教育を施す機関ではなく、少年時代に与えるのが適当な教育を小学校で与え、青年時代に与えるのが適当な教育を高等学校で、できるだけ多くのものに与えるというように、一貫した体系で「下から上へ」積み上げてゆき、国民の教養を基盤から高めてゆくというデモクラティックな精神が前提とされていること。このことは、旧制高等学校が大学の準備教育を行う機関であるのと対比すると明瞭であろう。即ち新制高等学校教育は少数者のための教育ではなく、小中学校の義務教育と共に国民大衆のための教育である。

ここに述べられた解釈は、「初等普通教育」、「中等普通教育」、「高等普通教育」という学校教育法に特有のタームについて積極的な解釈を与えていない弱点をふくんでいるが、このことを別とすれば、学校教育法が掲げた目的を、極めて素直に解したものと言えるようにおもわれる。三つのキータームについて、「各段階における心身の発達に応じて行なわれる普通教育に便宜的に付けた名称にすぎない」としていることも、学校教育法の成立過程からみれば、いちがいに無理解だと極めつけることはできない。「中等普通教育」というタームに関する限り、この事情は次に紹介する天城勲の1954年の解釈についても指摘することができる。

(3) 天城勲『学校教育法逐条解説』（1954年）

文部省の役人の手による学校教育法に関する最初の解説書である内藤蒼三郎『学校教育法解説』（1947

年）は、小さな書物で逐条的な解説はなく、中学校の目的についての解説もここにはみられない。つぎに現われた天城『学校教育法逐条解説』は各条毎の詳細な解説をふくんだ最初の書物で、ここでは、「中等普通教育」については、次のように述べられている。

「普通教育という概念は、小学校、中学校及び高等学校を通じて採られているが、中学校における中等普通教育の概念は、高等学校における高等普通教育のそれと共に、法令上だけでは必ずしも明らかではない。」

「中学校における中等普通教育とは、この段階の従来の各種の学校の多様な教育課程が単に総合されたものではなく、全く新に制定された中学校の教育目的として中等普通教育という概念が考えられなければならないのである。義務教育の最後の段階として、いわばその前期である小学校との関連、又それ自身完成教育としての建前、更に中等教育の前期を構成するものとして後期を占める高等学校との関連等を併せ考えると、中等普通教育の内容は、法令上の概念としては勿論、教育的にもきわめてむずかしいものを包含している。次条の中学校教育の目標と関連してよく考究する必要がある。」（147～148ページ、下線は引用者）

「中等普通教育の概念は」「法令上だけでは必ずしも明らかではない」とし、その内容についても、「法令上の概念としては勿論、教育的にもきわめてむずかしいものを包含している」として、積極的な解釈を与えていないこと、「次条の中学校教育の目標と関連してよく考究する必要がある」として研究課題として位置づけていることが、天城のこの時期の解釈の特徴であるということができよう。

なお、「中学校における中等普通教育とは、この段階の将来の各種の学校の多様な教育課程が単に総合されたもの」ではないという文章について天城は何らの注釈をつけていないが、具体的には海後宗臣の文章*を念頭においていたのではないかと推測される。

* 海後宗臣は、1952年に発表した文章のなかで次のように言っている。⁴⁵⁾

「元来新しい中学校はどうして再編されたかというに、大衆青少年の入っていた高等小学校と青年学校の一部、中等学校として制度化されていた中学校、高等女学校、実業学校等の初めの三学年が合体されて新学制の中に三箇年の下級中学校として位置づけられたものである。従ってこれらの多様な学校でなされていた教育課程を総合した形のものとして学科内容の構成をなすべきである。」

第二次大戦前からの6・3制義務教育論者として知

られる海後が従来の学制からの継承発展として中学校をとらえようとしているのに対し、天城が「全く新たな」ものとして考えるべきだという対照的な見解を述べていることは興味深い。ただし、天城がこの4年後に与えた「全く新たな」解釈には、私たちは驚かされることになる。

(4) 安嶋彌『学校行政法』（1956年）ここでは学校教育法第三十五条について、中学校の目的は「(1)中学校教育が初等教育に接続し、その基礎の上にたつものであること、(2)心身の発達に旺盛で第二次性徴の形成期として極めて重要な時期であり、この意味から、教育の方法において心身の発達に必ずべきこと、(3)中等程度の普通教育を施すことの三つの内容から」なるとし、「中等普通教育」の意味は、「古い教育観に立った一般教育に限定すべきでなく、職業的陶冶を含め、広く国家的水準の維持、向上を目的とした教育と解すべきで、このことは中学校教育もまた義務教育であるという点において特に強調される」としている（157ページ）。

この書物では、「中等普通教育」の意味に関して、従来よりも踏み込んだ解釈が与えられていることが注目される。このうち「職業的陶冶を含め云々」の前半部分は第三十六条の目標規定の内容に関連して述べられているように推定されるが、後段の「このことは中学校教育もまた義務教育であるという点において特に強調される」という解釈は新しいものである。次の天城解釈の先駆とみられる点で注目すべきものであるが、これが何に由来しているのかは、いまのところ明らかではない。

(5) 天城勲「学校教育法」、有倉遼吉・天城勲著『教育関係法Ⅰ』（1958年）

'54年には特定の解釈を与えなかった同じ著者が、'58年には一転して次のような解釈を与えていることが注目される。

「普通教育という概念は、小学校、中学校および高等学校を通じて用いられていて、狭義の職業教育ないし専門教育に対する概念であるが、小学校の初等普通教育における基礎教育という意味に対して、中学校の中等普通教育には義務教育の完成を意味する内容がある。その意味で、従来一般に用いられていた狭義の職業教育とは一応対立する概念であるが、中学校教育の目標（三六条）に示されているように、社会における職業を前提とした生活の基礎となる教育という意味では、職業について十分意識した内容をもつものと考え

なければならない。」（155ページ、傍点は原文、下線は引用者）

「中等普通教育」の内容を目標規定と関連し解釈すべきだとしている点は、同じ天城の'54年解釈を継承したものともみられる。しかし、小学校の目的である「初等普通教育」というタームに「基礎教育」という意味を与え、「中等普通教育」に「義務教育の完成を意味する内容がある」とした点は「全く新たな」解釈である。

「中等普通教育」についてのこのような解釈のうち、義務教育であることを強調すべきだということに限って言えば、それは'56年の安嶋解釈を継承したものともみることができるようにおもわれる。この点からすれば、義務教育「の完成」としたところにこの解釈の新しさがあるということになる。この解釈がふくむ問題については後に述べる。

(6) 鈴木勲編著『逐条学校教育法』（1980年、学陽書房）

天城が'58年に「中等普通教育」に対して与えた解釈は、その後の文献、たとえば天城勲編『教育法規解説』（1971年、第一法規）、鈴木勲編著『逐条学校教育法』（1980年、学陽書房）の「中等普通教育」解釈におおすじにおいてほぼそのまま継承されている。（今村武俊・別府哲著『学校教育法解説（初等中等教育編）』1968年、には「中等普通教育」についての解釈はない。）たとえば、最も新しいとみられる鈴木編著における解釈の全文はつぎのとおりである。

「『中等普通教育』という概念は、戦後、学校教育法によって創設されたものであり、義務教育の完成という意味と、社会における職業を前提とした生活の基礎教育という意味が含まれている。また、高等学校における高等普通教育及び専門教育の基礎でもある。」

この解釈のうち、「また」以下は、学校教育法第四十一条の規定（高等学校は、中学校教育の基礎の上に、……）に注目したものであって、特に問題をふくむようにはおもわれない。

(7) 「義務教育の完成」という解釈の意義と役割

すでにみたように、「義務教育の完成」という意味があるとしている点で、'58年の天城解釈以来の文部省の役人による「中等普通教育」解釈の特質である。この点に関してあらかじめ結論を言ってしまうと、「完成」ということばを巧妙に使うことによって、この'58年の天城解釈は、冒頭に述べたような、中学校

と高等学校とを分断する政策に理論的な根拠を与えている、と私にはおもわれる。以下に問題点をかいつまんで述べる。

問題は「完成」ということばの使い方、その意味にある。

戦前日本が生んだ最も優れた教育学者の一人阿部重孝は、教育上用いられる「完成」なることばには少くとも二つの意味があると注意を喚起して、次のように述べている。⁴⁶⁾

「その一つは或る程度の教育を終わって社会に出て行く者に対して『完成せる教育』の意味であり、他の一つは更に高い程度の学校に進む者に対して『完成せる教育』の意味である。」

この観点に立って、1899年の中学校令以降の高等普通教育について、「それが完成教育だというのは、高等教育の予備教育が完成するの意味であって、社会の実務に就くに必要なる教育の完成を意味するものではない」として、旧制中等教育の「禍根」を指摘したこと⁴⁷⁾はよく知られている。

ところで、戦後においても、'58年の天城解釈が現われる少し前に、わが国の教育界において「完成教育」ということばの使い方に関して重要な議論が行なわれた。1955年の高校学習指導要領改訂をめぐる議論がそれであった。この改訂の経過については別の機会に詳論した⁴⁸⁾ので、「完成教育」ということばの使い方に限って要点を述べれば次の如くであった。

i) 当初、高校教育課程の基準の改訂を審議していた教育課程審議会（以下、教課審と略称する）は、'53年4月9日にまとめた中間報告の冒頭において、

「高等学校教育は、大学進学準備教育ではなく、人間形成の完成教育であることを確認する。」（傍点は引用者）

と述べていた。ここで用いられている「完成教育」ということばは、「人間形成の」と冠しているところからみて、また大学進学準備教育ではないとし、さらに2項以下において高校教育課程の共通性を強調していることなどに照らしてみても、かつて角田一郎などが指摘したように、小学校、中学校、高等学校と一貫して積みあげる教育を「完成」させることを意味していたと解される。阿部が指摘していたように、これも「完成」の一つの解釈である。

ii) ところが、'54年8月にメンバーを一新した教課審が提出した答申（いわゆる第一次答申）は、その冒頭につきのように述べた（このことばは、そのまま'55年に改訂された『高等学校学習指導要領 一般編』のまえがきに採用された）。

「高等学校の教育は、この段階における完成教育であるという立場を基本とすること。」（傍点は引用者）

ここでは、ことさらに「大学進学準備教育ではなく」という字句を消していること、「人間形成の」という限定を「この段階における」という限定に代えていること、ここでは省略したが第2項以下において大学進学コースを設けるとしていることなどからみて、同じことばでありながら、「完成教育」がさきの中間報告のそれとは異った、阿部のいうもう一つの意味で使われていることは明らかであった。換言すれば、「完成教育」ということばの使い分けが、高校教育の変質を合理化することになったのである。

この高校学習指導要領改訂後程なくして現われた'58年の天城解釈にいう「完成」が、阿部のいうどちらの解釈かは、いまでは明らかだといってよいであろう。'58年の天城解釈は、さきの高校学習指導要領改訂の際の議論になぞらえてみれば、'53年の中間報告にみられた解釈を高校ではなく中学校に適用したのだとみられ、中学校までの教育に完成教育の一方の解釈を適用したのだとおもわれるのである。^{*}

* 天城は、'58年の解説書のなかで、高校入試に関して、「[入学志願者数が、入学定員を超過した場合は、入学者の選抜を行うことができる]（規則五九条二項）のであるが、反対解釈として入学志願者が定員と同数またはそれに満たない場合に、優秀な生徒のみを入学させるため選抜を行うことは許されないと解すべきであろう。」と述べている。⁴⁹⁾当時の規則からして当然の解釈である。しかし、「中等普通教育には義務教育を完成させる意味がある」という解釈は、本稿の冒頭に述べたように、高校入試に関するこのような解釈とは整合的ではなく、むしろ、志願者の多少にかかわらず高校入試は必ず行なうべきものとした'63年改訂以後の条文に適合しているとみるべきであろう。

まとめにかえて

戦後教育改革の基本的事項は、教育刷新委員会で審議された。学校体系を審議し、これを6・3・3・4とすることに決めたのも教刷委であった。この教刷委の審議の過程において、「義務教育」「普通教育」をどうとらえるかも問題となっていた。その新制中学校の構想をまとめる議論のなかで、戸田貞三が「一番重点を置く所は、この新たな制度を一つの完成教育とすることなのであります」と述べていたことが知られてい

る。しかし、新制中学校の性格をこのようにとらえる考えは、そのまま教刷委構想にはならなかった。憲法にいう「普通教育」を積極的にとらえ、堀尾のことでいえば、「十八歳から二十歳ぐらいまでの教育をもって国民教育の完成と考えるべきだ」という有力な意見もあり、総会の採決に付されて十八歳までのパートタイム義務化構想がまとめられたのであった。⁵⁰⁾

学校教育法案の作成過程では、一度は採用された18歳までのパートタイム義務化は消えたものの、小学校、中学校、高等学校のそれぞれの目的規定によってこれら三つの全体をとらえて国民教育として位置づける思想が表現された、と私にはみえる。高校進学率という数値がはじめてしめされた1950年のそれが42.8%（かりに別科を除くと38.9%）であったことを考えると、これは、戦後日本の運命を教育に託そうとした積極的な、当時としては雄大な構想であった。このような構想が国民に支持され、高校進学率も着実に上昇し、数量面からみても高校教育の国民教育化が現実の課題になってこようとする時期に、いわば、普通教育を初等・中等・高等と区分していることの意義を積極的に解明することが具体的な課題となってきた時期に、中学校と高等学校とを分断する政策が展開されるようになった。中等普通教育には義務教育を完成するという意味があるというこの時期に持ち出された解釈は、中学校が小学校とともに義務教育の課程であるという一面の真実をふくんでいるので、意図的なものであったか否かは不明の点があるにせよ、少くとも中・高の間を分断する政策に理論的な基礎を提供している役割を果たしていることを否認しないようにおもわれるのである。

〔注〕

- 1) 田中孝彦「子ども・青年の人的発達と中学校問題」『教育』1982年4月号、17ページ
- 2) 小川利夫「青年期教育の思想と構造」1978年、勁草書房、44ページ。初出は、同「いわゆる進路指導問題について(下)」『教育』1965年3月号、87ページ。
- 3) 平原春好「教育制度上における新制中学校の位置」『教育』1975年6月号、43ページ
- 4) 同上
- 5) 拙著『高校教育の展開』1979年、大月書店、181ページ以下
- 6) 天城勲『学校教育法逐条解説』1954年、学陽書房、182ページ
- 7) 『高校教育の展開』243ページ以下

- 8) 最も詳細な、代表的な研究としては、鈴木英一『教育行政——戦後日本の教育改革・3』1970年東京大学出版会、をあげることができる。教育基本法研究の動向については、鈴木英一「教育基本法研究案内」、宗像誠也編『改訂新版・教育基本法』1975年、新評論、同『教育基本法文献選集別巻・資料教育基本法30年』1978年、学陽書房、兼子仁『教育法（新版）』1978年、有斐閣、などを参照。
- 9) 仲新『日本現代教育史』1969年、第一法規出版、225～249ページ。なお、国立教育研究所編『日本近代教育百年史・6——学校教育(4)』1974年、238～249に述べられた学校教育法成立史の筆者も仲である。
- 10) 詳細は、拙稿「学校教育法の成立過程Ⅰ・Ⅱ」『専修大学社会科学研究所月報』No. 207, 208, 1980年11月～12月
- 11) 拙稿「学校教育法の成立」、石川松太郎他編『講座 日本教育史』第4巻、1983年刊行予定
- 12) 宮原誠一他編『資料日本現代教育史・1』1974年、三省堂、38ページ
- 13) 鈴木英一「占領軍文書からみた戦後教育改革・1——敗戦直後の教育勅語批判」『教育』1981年4月号、78ページ
- 14) 赤塚康雄『新制中学校成立史研究』1978年、明治図書、119～156ページ。なお、憲法改正草案の条文の具体的、個別的修正作業は、衆議院に設けられた帝国憲法改正案委員会のもとに設置された小委員会ですすめられたが、この小委員会の議事録が今日なお公開されていないところに研究上の困難がある。
- 15) 鈴木英一「占領軍文書からみた戦後教育改革・4——六三制の成立事情」『教育』1981年9月号、107ページ
- 16) 同上、106ページ
- 17) 「日高第四郎」の署名のある大学ノート。国立教育研究所蔵「戦後教育資料」
- 18) 注15)
- 19) 春山順之輔旧蔵文書〔日本私学教育研究所蔵〕
- 20) 辻田力旧蔵文書〔国立教育研究所蔵〕
- 21) 鈴木英一「占領軍文書からみた戦後教育改革・2——勅語擁護論・新勅語論の衰退」『教育』1981年5月号、87ページ
- 22) ハリー・レイ「占領期における教育改革」、レイ・ムーア編『天皇がバイブルを読んだ日』1982年、講談社、94ページ以下

中学校（新制）の目的について

- 23) 鈴木英一, 前掲『教育』1981年9月号, 108ページ, 同『教育行政』246～248ページ
 - 24) 「戦後教育資料」〔国立教育研究所所蔵〕
 - 25) Trainor Collection
 - 26) 同上
 - 27) 坂元彦太郎旧蔵文書〔国立教育研究所所蔵〕
 - 28) Trainor Collection
 - 29) 中島太郎『戦後日本教育制度成立史』1970年, にもスクープされた条文の全文が収録されている。
 - 30) 仲新『日本現代教育史』1969年, 239ページ
 - 31) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史・6 学校教育(4)』1974年, 244ページ
 - 32) 詳細は, 拙稿「学校教育法の成立過程Ⅱ」『専修大学社会科学研究所月報』第208号, 1980年12月。
 - 33) 坂元彦太郎『幼児教育の構造』1964年, 15ページ, なお注12)をも参照。
 - 34) 「枢密院決議」
 - 35) OFFICIAL GAZETTE, English Edition, No. 298 Monday, March 31, 1947
 - 36) GENERAL HEADQUARTERS SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS CIVIL INFORMATION & EDUCATION SECTION EDUCATION DIVISION, EDUCATION in THE NEW JAPAN, TOKYO MAY 1948.
 - 37) do., POST-WAR DÉVELOPMENTS IN JAPANESE EDUCATION, Tokyo April 1952.
 - 38) 枢密院「学校教育法案帝国議会へ提出の件」
 - 39) 内藤誉三郎『学校教育法解説』1947年, ひかり出版社, 緒言2ページ
 - 40) 田中征男「大学基準協会の形成と『大学基準』の成立(上)」『大学基準協会会報』第44号, 1981年, 30ページ以下
 - 41) 名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室「戦後日本の教育行政改革」『教育行政研究』第3号, 1981年8月
 - 42) 佐々木輝雄「高等学校制度改革の今日的課題」『調査研究報告書』第36号, 1974年, 職業訓練高等学校, 40～41ページ
 - 43) 河島武四郎「工業課程の立場より見たる高等学校教育課程のあり方について」『産業教育』1954年8月号
 - 44) 山脇与平『技術論と技術教育』1977年, 青木書店, 40ページ
 - 45) 海後宗臣「中学校の性格」『季刊教育学』第2号, 1952年3月, 54ページ
 - 46) 阿部重孝『教育改革論』1937年, 岩波書店, 122～123ページ。1971年, 明治図書, 87ページ
 - 47) 同上, 岩波版, 321ページ, 明治図書版, 212ページ
 - 48) 拙著『高校教育の展開』, 第五章参照
 - 49) 天城勲「学校教育法」, 有倉遼吉・天城勲『教育関係法・1』1958年, 日本評論新社, 189ページ
 - 50) 堀尾輝久・山住正己『教育理念——戦後日本の教育改革・2』1976年, 東京大学出版会, 406～418ページ
- 本稿をまとめるにあたっては, 資料の閲覧等に関して坂元彦太郎(丁又子子園女子短期大), 佐藤秀次(国立教育研究所), 鈴木英一(名古屋大学), 田中征男(和光大学), 長峰毅(日本私学教育研究所)の各氏には多大の援助をうけた。記して謝意を表する。